様式第１０号(第１３条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

身延町長

助成金交付決定書

　　　年　月　日付けで申請のあった助成金について、次のとおり決定したので、身延町産業立地事業費助成金交付要綱第１３条の規定により通知します。

なお、助成金交付請求書は、本通知の受領日から１５日以内に提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認定事業者の名称及び所在地 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 立地事業の概要 | 工場等立地所在地 |  |
| 土地取得費を除く投下固定資産額 |  |
| 賃借料 |  |
| 増加する常時雇用労働者の数 |  |
| うち町内から新たに雇用する者 |  |
| 交付決定額 | 円 |
| 備　　　考 | (1)　操業開始の日から１０年間継続して営むよう務めること。(2)　条件(1)の期間内に、次に該当する場合は、休止等の事前協議を行うこと。・　操業等を休止し、又は廃止しようとするとき。・　事業の縮小、外注化、転換等により解雇、一時帰休、希望退職等の雇用調整が生ずる業種、業態の著しい変更をしようとするとき。・第３条第９号に定める固定資産を処分しようとするとき。(3)　条件(1)の期間内に、次に該当する場合は、交付決定を取り消し、また、助成金の返還を命じることがある。・　立地事業の要件を欠くに至ったとき。・　第３条第９号に定める固定資産を処分することにより、収入があったとき。・規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。 |